



特定非営利活動法人 あい・友

# 定 款

2008年6月16日認証

## 特定非営利活動法人 あい・友 定款

### 第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 あい・友 という。

(事務所)

第2条 この法人の主たる事務所（東京本部）を東京都渋谷区富ヶ谷1丁目38番5号に置く。

2. この法人は、前項のほか、その他の事務所を長野県小県郡青木村当郷管社1039-2と大分県別府市上人ヶ浜町2-55 シーサイド上人901に置く。

### 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 全国の障害者・高齢者が暮らしやすい社会になるために、地域の中で関連する諸機関と連携をとりながら、共に生き、理解しあえる健全で且つ自立できる社会作りに寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (2) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (3) 経済活動の活性化を図る活動
- (4) 環境の保全を図る活動
- (5) 学術、文化、芸術、又はスポーツの振興を図る活動
- (6) 子供の健全育成を図る活動
- (7) 災害救援活動
- (8) まちづくりの推進を図る活動
- (9) 国際協力活動
- (10) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は第3条の目的を達成するために、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
  - ① チャリティーイベント開催事業
  - ② 環境問題に対する提言・支援活動事業
  - ③ 地域活性化のアドバイスや国内・外の情報を提供する事業
  - ④ 寄付事業
  - ⑤ 特定非営利活動を行う他団体との連携及び活動支援等に関する事業
- (2) その他の事業：農業工房プロジェクト
  - ① 特例子会社設立企画提案事業
  - ② 雇用者の紹介及び就業支援事業
  - ③ プロジェクトによる生産物や商品の販売事業

2 前項第2号に掲げる事業は、同項1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、収益が生じた場合は、同項1号に掲げる事業に充てるものとする。

## 第3章 会 員

### (種別)

第6条 この法人の会員は次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人および団体・法人で、総会における議決権を有するもの
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同して入会した個人および団体・法人で、総会における議決権を有しないもの

### (入会)

第7条 正会員の入会について特に条件は定めない。

- 2 正会員として入会しようとするものは、代表理事が別に定める入会申込書により、代表理事に申し込むこととする。
- 3 代表理事は、前項申込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 4 代表理事は、第2項のもの入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

### (会費)

第8条 正会員は、総会において定める入会金および会費を納入しなければならない。

### (会員の資格の喪失)

第9条 正会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、または正会員である団体・法人が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

### (退会)

第10条 正会員は、別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

### (除名)

第11条 会員が次の各号いずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。

### (拠出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費およびその他の拠出金品は返還しない。

## 第4章 役 員

### (種類および定数)

第13条 この法人には次のように役員を置く。

- (1) 理事 3名以上、11名以内
  - (2) 監事 1名以上、3名以内
- 2 理事のうち、1人を代表理事、3人を副代表理事とする。

(選任等)

第14条 理事および監事は総会において選任する。

- 2 代表理事および副代表理事は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者もしくは3親等以内の親族が含まれてはならない。
- 4 監事は、理事またはこの法人の職員を兼ねることはできない。

(職務)

第15条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故あるとき、または代表理事が欠けたときはその職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定めおよび、理事会の議決に基づき、この法人の職務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
  - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
  - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
  - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務または財産に関して、不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会または所轄官庁に報告すること。
  - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
  - (5) 理事の業務執行の状況またはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、もしくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、または増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者または現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員の補充)

第17条 理事または監事のうち、その定数の3分の1を越えるものが欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員は、その職務を執行するために要した費用弁償を受けることができる。
- 3 前2項に関して必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

## 第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第 21 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 22 条 総会は、以下の事項について決議する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画および収支予算並びにその変更
- (5) 事業報告および収支決算
- (6) 役員を選任または解任、職務および報酬
- (7) 入会金および会費の額
- (8) その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 23 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の名号に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会または代表理事が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 4 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 24 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条第 2 項第 1 号および第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 10 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 25 条 総会の議長は、その総会において出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 26 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 27 条 総会における議決事項は、第 24 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 28 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、または他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前 2 条及び次条第 1 項の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第 29 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時および場所
- (2) 正会員総数および出席者数（書面表決着又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 経過の概要および議決の結果
- (5) 署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人 2 名以上が署名、押印しなければならない。

## 第 6 章 理事会

(構成)

第 30 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 31 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他、総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第 32 条 理事会は、次の各号に該当する場合に開催する

- (1) 原則として年 2 回。
- (2) 代表理事が必要と認めたとき。
- (3) 理事総数の 2 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (4) 第 15 条第 4 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 33 条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条第 2 号および第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 10 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 34 条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(議決)

第 35 条 理事会における議決事項は、第 33 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(表決権等)

第 36 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書

面をもって表決することができる。

- 3 前項の規定により表決した理事は、次条第1項の適用について、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の表決に加わることができない。

#### (議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時および場所
  - (2) 理事総数、出席者数および出席者氏名(書面表決者にあつては、その旨を付記すること。)
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要および議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名、押印しなければならない。

## 第7章 資産及び会計

#### (資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各項に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初財産目録に記載された資産
- (2) 入会金および会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生ずる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

#### (資産の区分)

第39条 この法人の資産は、「特定非営利活動に係る事業に関する資産」と「その他の事業に関する資産」の2種とする。

#### (資産の管理)

第40条 この法人の資産は副代表理事が管理し、その方法は総会の議決を経て代表理事が別に定める。

#### (会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

#### (会計の区分)

第42条 この法人の会計は、これを分けて「特定非営利活動に係わる事業会計」及び「その他の事業に関する会計」の2種とする。

#### (事業計画および予算)

第43条 この法人の事業計画およびこれに伴う収支予算は、代表理事が作成し、総会の議決を経なければならない。

#### (暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第45条 予算超過または予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加および更正)

第46条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加または更正をすることができる。

(事業報告および決算)

第47条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は毎事業年度終了後、速やかに代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第48条 この法人の事業年度は、毎年6月1日に始まり翌年の5月31日に終わる。

(臨機の措置)

第49条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、または権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

## 第8章 定款の変更、解散および合併

(定款の変更)

第50条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の過半数以上の議決を経て、かつ法第25条第3項に規定する以下の事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴わないもの）
- (2) 資産に関する事項
- (3) 公告の方法

(解散)

第51条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、総会にて正会員総数の過半数以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第52条 この法人が解散（合併または破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、この法人と同種の目的を持つ、特定非営利活動法人または公益法人に譲渡するものとする。その帰属先は総会において出席した正会員の過半数をもって決する。



(合併)

第 53 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の過半数以上の議決を経てかつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 54 条 この法人の公告は、官報に掲載して行う。ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

## 第 10 章 事務局

(事務局の設置)

第 55 条 この法人の事務を処理するために、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長および必要な職員を置く。

(職員の任免)

第 56 条 事務局長および職員の任免は、代表理事が行う。

(組織および運営)

第 57 条 事務局の組織および運営に関し、必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

## 第 11 章 雑 則

(細則)

第 58 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

付則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げるものとする。

役職名	氏 名
代表理事	中澤 達彦
副代表理事	豊村 泰彦
副代表理事	中島 健司
理 事	前田 久美子
理 事	小倉 明美
理 事	高橋 智里
監 事	山内 志津子
監 事	岩崎 (村田) 加根子

- 3 この法人の設立当初の役員任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成22年5月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第48条の規定にかかわらず、成立の日から平成21年5月31日までとする。
- 5 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 6 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

①	正会員 入会金	10,000 円
②	正会員年会費	12,000 円
③	法人・団体年会費	60,000 円
④	賛助個人会員年会費	3,000 円

以下余白